

令和5年余市町議会第2回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午前11時30分

○招 集 年 月 日

令和5年6月20日（火曜日）

○欠 席 議 員 （0名）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	越 智 英 章
財 政 課 長	高 田 幸 樹
税 務 課 長	庄 木 淳 一
民 生 部 長	篠 原 道 憲
福 祉 課 長	大 平 直 規
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	中 島 紀 孝
保 険 課 長	小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長	大 森 直 也
総 合 政 策 部 長	阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長	橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長	奈 良 論
商 工 観 光 課 長	原 田 孝 嗣
建 設 水 道 部 長	千 葉 雅 樹
建 設 課 長	成 田 文 明
ま ち づ くり 計 画 課 長	北 島 貴 光
下 水 道 課 長	樋 口 正 人
水 道 課 長	紺 谷 友 之
会 計 管 理 者 （ 併 ） 会 計 課 長	須 貝 達 哉
農 業 委 員 会 事 務 局 長	濱 川 龍 一
教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長	内 田 真 樹 子
社 会 教 育 課 長	中 島 豊

○開 議

令和5年6月22日（木曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	3番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	8番	土 屋 美 奈 子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	4番	藤 野 博 三
〃	5番	内 海 博 一
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	山 本 正 行
〃	9番	岸 本 好 且
〃	10番	彫 谷 吉 英
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	12番	近 藤 徹 哉
〃	13番	安 久 莊 一 郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	白 川 栄 美 子
〃	17番	寺 田 進
〃	18番	伊 藤 正 明

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

石川 智子

委員の任命につき同意を求めること
について

○事務局職員出席者

事務局 長 羽生 満 広
書 記 寒河江 美 桜
書 記 山 内 千 洋

第11 議案第13号 余市町農業委員会の
委員の任命につき同意を求めること
について

第12 議案第14号 余市町農業委員会の
委員の任命につき同意を求めること
について

○議 事 日 程

第 1 議案第 3号 余市町特定教育・保
育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例案

第13 議案第15号 余市町農業委員会の
委員の任命につき同意を求めること
について

第 2 議案第 4号 余市町家庭的保育事
業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例案

第14 議案第16号 余市町農業委員会の
委員の任命につき同意を求めること
について

第 3 議案第 5号 余市町国民健康保険
税条例の一部を改正する条例案

第15 議案第17号 余市町農業委員会の
委員の任命につき同意を求めること
について

第 4 議案第 6号 余市町農業委員会の
委員の任命につき同意を求めること
について

第16 議案第18号 余市町農業委員会の
委員の任命につき同意を求めること
について

第 5 議案第 7号 余市町農業委員会の
委員の任命につき同意を求めること
について

第17 議案第19号 余市町農業委員会の
委員の任命につき同意を求めること
について

第 6 議案第 8号 余市町農業委員会の
委員の任命につき同意を求めること
について

第18 議案第20号 余市町農業委員会の
委員の任命につき同意を求めること
について

第 7 議案第 9号 余市町農業委員会の
委員の任命につき同意を求めること
について

第19 議案第21号 余市町農業委員会の
委員の任命につき同意を求めること
について

第 8 議案第10号 余市町農業委員会の
委員の任命につき同意を求めること
について

第20 報告第 1号 繰越明許費繰越計算
書について

第 9 議案第11号 余市町農業委員会の
委員の任命につき同意を求めること
について

第21 報告第 2号 株式会社北後志第一
清掃公社の第46期(令和4年度)
経営状況の報告について

第10 議案第12号 余市町農業委員会の

第22 報告第 3号 株式会社まほろば宅
地管理公社の第12期(令和4年度)
経営状況の報告について

- 第 2 3 発議案第 1 号 余市町議会会議規則の一部を改正する規則案
- 第 2 4 発議案第 2 号 余市町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 第 2 5 意見案第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書
- 第 2 6 意見案第 2 号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める要望意見書
- 第 2 7 意見案第 3 号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める要望意見書
- 第 2 8 意見案第 4 号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書
- 第 2 9 意見案第 5 号 学校給食の無償化を求める要望意見書
- 第 3 0 意見案第 6 号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 第 3 1 議員の派遣について
- 第 3 2 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前 10 時 00 分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和 5 年余市町議会第 2 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 18 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 昨日議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○16 番（白川栄美子君） 昨日委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果について私からご報告申し上げ

げます。

委員 7 名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、議案 16 件、発議案 2 件、意見案 6 件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 4、議案第 6 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてないし日程第 17、議案第 19 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの議案 14 件につきましては、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 18、議案第 20 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 19、議案第 21 号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 23、発議案第 1 号 余市町議会会議規則の一部を改正する規則案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 24、発議案第 2 号 余市町議会委員会条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 25、意見案第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書ないし日程第 30、意見案第 6 号 北海道最低賃金改正等に関する要望意

見書までの意見案6件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第5号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第31、議員の派遣についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第32、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、議案16件、発議案2件、意見案6件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案16件、発議案2件、意見案6件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、議案第3号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長（中島紀孝君） ただいま上程されました議案第3号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につき

まして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、本町条例についても同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことに伴う所管大臣の変更のほか、所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第35条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第3項中「同号又は同条第2号」を「同条第1号又は第2号」に改め、「小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1

号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、」を加える。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「満3歳以上保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に改め、「教育・保育給付認定子どもを含む。）」との次に「、」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第2、議案第4号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長（中島紀孝君） ただいま上程されました議案第4号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、本町条例についても同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことに伴う所管大臣の変更により所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年余市町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第3、議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(小黑雅文君) ただいま上程されました議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、令和2年度から令和4年度におきまして新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき国が示す財政支援基準に沿って国民健康保険税の減免措置を実施いたしましたところでございますが、このたび国の財政支援基準が示され、令和4年度分の国民健康保険税であって、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以降に納期限が到来するものについて当該減免措置を実施すべく余市町国民健康保険税条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国民健康保険税の減免措置の対象となる納期限について改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険税条例(平成11年余市町条

例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第14項中「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が定められているもの及び令和3年度分の保険税であって、令和3年度末」を「同年度末」に、「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から同年11月30日まで」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第14項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の附則第14項の規定は、令和5年度に賦課される令和4年度分の国民健康保険税の減免について適用し、令和4年度までに賦課された同年度分の国民健康保険税(同項に規定する同年度分の国民健康保険税を除く。)の減免については、なお従前の例による。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第4、議案第6号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第5、議案第7号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第6、議案第8号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第7、議案第9号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第8、議案第10号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第9、議案第11号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第10、議案第12号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第11、議案第13号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第12、議案第14号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第13、議案第15号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第14、議案第16号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求める

ことについて、日程第15、議案第17号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第16、議案第18号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、日程第17、議案第19号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての以上14件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第4ないし日程第17を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま一括上程になりました議案第6号ないし議案第19号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

現在の余市町農業委員会の委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間に於ける余市町農業委員会の委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき今般ご提案申し上げる次第であります。

選定に当たりましては、このたび応募のあった方々につきまして余市町農業委員会の委員定数条例に基づき委員候補者を農業委員会委員候補選考委員会において選定を賜り、人選を行い、農業委員会の委員として最も適任であると判断いたしましたので、ここにご提案申し上げます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第6号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町梅川町1084番地。氏名、有田均。生年月日、昭和27年7月16日生まれ。

次に、議案第7号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町沢町135番地。氏名、井川和彦。生年月日、昭和16年1月6日生まれ。

次に、議案第8号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町梅川町1229番地。氏名、石岡渡。生年月日、昭和28年3月15日生まれ。

次に、議案第9号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町沢町6丁目6番地6。氏名、梅田徹。生年月日、昭和53年10月4日生まれ。

次に、議案第10号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡

余市町山田町635番地11。氏名、落雅美。生年月日、昭和42年12月30日生まれ。

次に、議案第11号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求め。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町美園町196番地17。氏名、片山裕。生年月日、昭和30年1月23日生まれ。

次に、議案第12号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求め。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町黒川町1048番地。氏名、川合一。生年月日、昭和33年10月22日生まれ。

次に、議案第13号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求め。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町登町1863番地。氏名、坂本純科。生年月日、昭和42年5月6日生まれ。

次に、議案第14号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求め。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町登町1395番地。氏名、曾我貴彦。生年月日、

昭和47年12月29日生まれ。

次に、議案第15号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求め。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町栄町1614番地3。氏名、土居義和。生年月日、昭和46年10月15日生まれ。

次に、議案第16号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求め。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町豊丘町775番地4。氏名、中岡博晃。生年月日、昭和26年12月26日生まれ。

次に、議案第17号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求め。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町栄町756番地。氏名、細山正己。生年月日、昭和30年3月23日生まれ。

次に、議案第18号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求め。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町豊丘町1094番地。氏名、宮野秀子。生年月日、昭和24年3月20日生まれ。

次に、議案第19号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町登町1117番地。氏名、山本秀弘。生年月日、昭和30年8月19日生まれ。

以上、一括上程されました議案第6号ないし議案第19号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案14件について、これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第6号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案

のとおり同意可決されました。

次に、議案第7号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第8号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 余市町農業委員会の委員

の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第9号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第10号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第11号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第12号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第13号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第14号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第15号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第16号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第16号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第17号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第18号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第18号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

次に、議案第19号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第18、議案第20号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程になりました議案第20号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第20号につきましては、さきに議決いただきました議案第6号ないし議案第19号と同様の理

由によりご提案申し上げるものでございます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第20号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町入舟町380番地8。氏名、茅根英昭。生年月日、昭和47年1月21日生まれ。

以上、議案第20号につき提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案

のとおり同意可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第19、議案第21号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程になりました議案第21号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第21号につきましては、さきに議決いただきました議案第20号と同様の理由によりご提案申し上げます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第21号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町農業委員会の委員に次の者を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをご覧ください。記、住所、余市郡余市町黒川町8丁目39番地。氏名、野呂栄二。生年月日、昭和31年2月16日生まれ。

以上、議案第21号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第21号 余市町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第20、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長(高田幸樹君) ただいま上程されました報告第1号 繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

繰越明許費として令和4年度から令和5年度に繰り越された事業は、社会保障・税番号制度システム整備事業、出産・子育て応援事業、梅川霊園墓石移転補償事業、子ども医療助成事業、一般廃棄物最終処分場設備更新事業でございます。当該事業につきましては、地方自治法第213条の規定に基づき令和4年度余市町一般会計補正予算第7号及び第8号におきましては繰越明許費の議決をいただきまして、財源をつけて令和5年度に繰り越したところでございます。このたび5月末日をも

ちまして繰越計算書の調製をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるところでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

令和4年度余市町一般会計補正予算(第7号・第8号)の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。令和4年度余市町繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業、金額440万円、翌年度繰越額440万円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金440万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、出産・子育て応援事業、金額1,382万8,000円、翌年度繰越額744万6,438円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金620万9,000円、一般財源123万7,438円。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、梅川霊園墓石移転補償事業、金額270万円、翌年度繰越額270万円、左の財源内訳、一般財源270万円。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、子ども医療助成事業、金額466万4,000円、翌年度繰越額466万4,000円、左の財源内訳、一般財源466万4,000円。

4款衛生費、2項清掃費、事業名、一般廃棄物最終処分場設備更新事業、金額1,650万円、翌年度繰越額1,650万円、左の財源内訳、未収入特定財源、地方債1,650万円。

合計、金額4,209万2,000円、翌年度繰越額3,571万438円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金1,060万9,000円、地方債1,650万円、一般財源860万1,438円。

以上、報告第1号につきまして提案理由をご説

明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 繰越明許費繰越計算書については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第21、報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第46期（令和4年度）経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（大森直也君） ただいま上程されました報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第46期（令和4年度）経営状況の報告について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町が出資しております株式会社北後志第一清掃公社の第46期における経営状況について、地

方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

以下、報告第2号を朗読申し上げます。

報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第46期（令和4年度）経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社北後志第一清掃公社の第46期（令和4年度）経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

令和5年6月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

なお、第46期経営状況報告書並びに第47期事業計画につきましては別添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第2号につきまして提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○18番（伊藤正明君） 事業報告書の9ページ、貸借対照表でございます。ここで未収入金として720万9,400円計上されております。資産の部で未収入金は普通の経理ですけれども、この未収入金について前年度は幾らだったのか、また未収入金の内容、細かい部分までは結構ですけれども、内容がどういった内容を未収入金に計上されているのかお教えいただきたいと思っております。

○環境対策課長（大森直也君） 18番、伊藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の昨年度の未収入金についてでございます。第45期の未収入金につきましては、691万1,300円を未収入金として計上してございます。

2点目の未収入金につきましては、委託事業をしております、収集運搬とクリーンセンターの管理業務の委託料の3月分の委託料でございますので、こちら3月分となりますので、3月の業務終

了後に支払われるものでありますので、3月31日現在につきましては未収入金として取り扱っているものでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○18番（伊藤正明君） 町側からの委託料は月払いで、月払いというのは末で確定して翌月払いということなので、要するに令和5年3月分の委託料が720万9,400円あったと。それが未収入金に計上したという理解でよろしいですか。

○環境対策課長（大森直也君） 18番、伊藤議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、3月分の委託料、委託料は3月31日で完了しますものですから、その完了後に委託料が支払われるものでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○18番（伊藤正明君） 分かりました。貸借対照表は末現在ですし、損益計算書は去年1年分のあれでということ、この未収入金は損益計算書のほうには反映されて出ているものなのか。その辺だけちょっとお聞きしたいと思ひます。

○環境対策課長（大森直也君） 18番、伊藤議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

11ページ、損益計算書でございますが、こちらの業務委託料8,651万2,800円、これが1年間の業務委託料となっております。年間の委託料でございます。未収入金もこの中に含まれておると思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第46期（令和4年度）経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第22、報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第12期（令和4年度）経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○まちづくり計画課長（北島貴光君） ただいま上程されました報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第12期（令和4年度）経営状況の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町が出資いたしております株式会社まほろば宅地管理公社の第12期における経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

以下、報告第3号を朗読申し上げます。

報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第12期（令和4年度）経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社まほろば宅地管理公社の第12期（令和4年度）経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

令和5年6月20日提出、余市町長、齊藤啓輔。

なお、第12期経営状況報告書並びに第13期経営計画につきましては別添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第12期（令和4年度）経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第23、発議案第1号 余市町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○16番（白川栄美子君） ただいま上程になりました発議案第1号 余市町議会会議規則の一部を改正する規則案について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げました会議規則の一部改正は、これまで試行的に実施しておりました一般質問における一問一答方式につきましては試行から一定期間が経過したことから、検証を行った結果、本年8月執行予定であります余市町議会議員の一般選挙後において本格導入することで決定いたしましたので、余市町議会会議規則の関係箇所について一部改正を行うものであります。

なお、各議員のお手元に議案が配付されておりますので、議案の朗読は省略させていただきます。

以上、発議案第1号についてその内容のご説明を申し上げますので、議員各位におかれましてはよろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 余市町議会会議規則の

一部を改正する規則案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第24、発議案第2号 余市町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○16番（白川栄美子君） ただいま上程になりました発議案第2号 余市町議会委員会条例の一部を改正する条例案について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げました委員会条例の一部改正は、これまで議会運営委員会において議会改革の一環として委員会の在り方について協議、検討を進めてまいりましたが、本年8月執行予定であります余市町議会議員の一般選挙後においては現在の3常任委員会を2常任委員会として運営することで決定したところであります。これにより常任委員会の名称や委員定数などについて改正が必要となりましたので、委員会条例の関係箇所について一部改正を行うものであります。

なお、各議員のお手元に議案が配付されておりますので、議案の朗読は省略させていただきます。

以上、発議案第2号についてその内容のご説明を申し上げますので、議員各位におかれましてはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより発議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議案第2号 余市町議会委員会条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第25、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書、日程第26、意見案第2号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める要望意見書、日程第27、意見案第3号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める要望意見書、日程第28、意見案第4号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書、日程第29、意見案第5号 学校給食の無償化を求める要望意見書の以上5件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第25ないし日程第29を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第5号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取組体制の強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書は、原案のとおり可決されま

した。

次に、意見案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号 学校給食の無償化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第30、意見案第6号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第6号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第31、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣をすることに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第32、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和5年余市町議会第2回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時30分

上記会議録は、寒河江書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 12番 近 藤 徹 哉

余市町議会議員 13番 安 久 莊 一 郎

余市町議会議員 14番 大 物 翔